

令和4年度 総合評価改正概要

総合評価にかかる事項を下記のとおり一部改正し、令和4年4月1日以降に公告する案件に適用する。

【工事】

○新型コロナウイルス感染症の影響による評価基準の暫定措置

- ・継続教育（CPD）の取組状況

暫定措置を継続（証明対象期間を公告日から過去3年以内として継続）

○工事成績（企業・配置予定技術者）の評価基準の見直し【企業の技術力】

- ・企業・技術者の工事成績評定点の平均点の算出方法（評価対象工事・対象期間）の見直し
より直近の工事成績（企業・技術者の実績）を評価に反映できるよう評価対象期間を変更
⇒ 過年度の評価対象工事（対象期間）を過去3ヶ年度から過去2ヶ年度に変更

- ・企業の工事成績 評価区分・配点の見直し

近年の企業の工事成績評定点の状況を踏まえ、評価区分・配点を変更

※別添「◆令和4年4月 山梨県建設工事総合評価関連改正事項一覧」参照

○余裕期間制度の試行対象を拡大（入札参加者減少・不調不落対策）

余裕期間制度の試行対象を一般競争入札で発注する全ての工事に拡大

※余裕期間制度の試行に係る事務処理要領（H31.4.1施行）第3条「余裕期間制度の対象工事」のとおり。

○アスファルト舗装工事（施工体制評価型）総合評価落札方式の本格運用

試行を終了し、本格運用として継続

※平成22年1月1日以降、アスファルト舗装工事（施工体制評価型）総合評価落札方式の試行を継続。

試行の結果、その効果（品質確保）が期待できることから令和4年度から本格運用とする。

◆令和4年4月 山梨県建設工事総合評価関連改正事項一覧

変更箇所	概要	実施要領	ガイドライン	実施方針	品確法運用指針																												
同種工事の施工実績	実績期間の変更 【新】平成19年4月1日以降 【旧】平成18年4月1日以降	○																															
地域精通度の施工実績	実績期間の変更 【新】平成19年4月1日以降 【旧】平成18年4月1日以降	○																															
継続教育（CPD）の取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による暫定措置を継続 【継続】当面の間、「公告日から過去一年以内」を 「公告日から過去三年以内」と読み替えて評価 ※R2暫定措置：R2.5.1～「公告日から過去二年以内」 ※R3暫定措置：R3.4.1～「公告日から過去三年以内」	○																															
・配置予定技術者の工事成績 ・企業の工事成績	工事成績評定点の平均点の算出方法（評価対象工事・対象期間）の変更 【新】工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去2ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。 【旧】工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去3ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。	○																															
・企業の工事成績	企業の工事成績 評価区分・配点の見直し 【新】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>企業の工事成績</th> <th>評価点 (配点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※当該工種での工事成績評定点の平均点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80点以上（複数件）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>80点以上（1件のみ）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>77点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>72点以上77点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>72点未満又は成績実績無</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> 【旧】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>企業の工事成績</th> <th>評価点 (配点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※当該工種での工事成績評定点の平均点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80点以上（複数件）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>80点以上（1件のみ）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>70点未満又は成績実績無</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のある者は、「-2点」の評価区分は新・旧で同じ	企業の工事成績	評価点 (配点)	※当該工種での工事成績評定点の平均点		80点以上（複数件）	4	80点以上（1件のみ）	3	77点以上80点未満	2	72点以上77点未満	1	72点未満又は成績実績無	0	企業の工事成績	評価点 (配点)	※当該工種での工事成績評定点の平均点		80点以上（複数件）	4	80点以上（1件のみ）	3	75点以上80点未満	2	70点以上75点未満	1	70点未満又は成績実績無	0	○	○		
企業の工事成績	評価点 (配点)																																
※当該工種での工事成績評定点の平均点																																	
80点以上（複数件）	4																																
80点以上（1件のみ）	3																																
77点以上80点未満	2																																
72点以上77点未満	1																																
72点未満又は成績実績無	0																																
企業の工事成績	評価点 (配点)																																
※当該工種での工事成績評定点の平均点																																	
80点以上（複数件）	4																																
80点以上（1件のみ）	3																																
75点以上80点未満	2																																
70点以上75点未満	1																																
70点未満又は成績実績無	0																																

◆その他

余裕期間制度の適用	試行対象の拡大 【新】（全県）一般競争入札により発注する全ての工事 【旧】（全県）総合評価の簡易型で発注する工事（R2～R3試行） （※余裕期間制度の試行に係る事務処理要領（H31.4.1施行）第3条「余裕期間制度の対象工事」のとおり。）			○	◇
「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価落札方式の適用	試行を終了し、本格運用として継続 【新】「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価実施要領 【旧】「アスファルト舗装工事」（施工体制評価型）総合評価試行要領	○		○	

○：改正あり ◇：関連あり

品確法運用指針：改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(R2.1.30)